



長水管審第1号
令和3年(2021年)12月24日

長門市長 江 原 達 也 様

長門市上下水道事業審議会
会長 林 了 夫



長門市における適正な水道料金のあり方について（答申）

令和3年10月15日付け、長水管審第209号で諮問のありました標記の件について、当審議会の意見を取りまとめたので下記のとおり答申いたします。

なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

記

1 料金改定

本市水道事業は、平成20年に旧1市3町の水道料金を平均7.5%増額改定・統一を実施し、消費税に伴う料金改定はあったものの、現行料金を維持してきた。また、これまで職員や企業債残高の削減などの経費削減等により経営努力を重ねてきたが、給水人口の減少や、節水機器の普及等により水道料金収入が減少する一方、長門市水道ビジョンでも示しているように老朽化が進む管路や施設を計画的に更新する必要がある。よって、将来にわたって安定した経営を継続するためには、水道料金改定についてはやむを得ないと判断した。

2 料金改定率

水道料金の改定率については、「長門市水道ビジョン」の更新計画や今年策定された「長門市水道事業経営戦略」等から考慮し平均10%程度が望ましい。ただし、社会情勢を考慮し、可能な限り改定率を低く抑えること。



3 料金体系等

- ・料金の算定方式については、総括原価方式を採用することとする。
- ・料金の算定期間については、令和4年度から令和7年度までの4年間とする。
- ・料金の体系については、現行のとおり口径別とし、基本料金と従量料金の二部料金制とする。
- ・基本水量については、水道普及に伴い、公衆衛生上の観点から水需要を促すという当初の役割を概ね終えていることから、廃止することが適当である。ただし、家庭用の少量使用者への負担を考慮し、40 mm以下の口径に限り、1ヶ月10 m³までの従量料金を考慮するものとする。

4 改定の時期

現在の経営状況から判断すると、早急に料金の増額改定を行う必要があるが、議会承認などの手続きや市民への周知期間の確保に係る期間等を勘案し、令和4年10月1日が望ましい。

【付帯意見】

水道料金については、水道料金算定期間ごとに経営状況などを勘案し、見直しを実施すること。ただし水道料金算定期間内においても毎年度決算状況を反映し検証を行うこと。

料金改定については、市民生活に与える影響について十分考慮し、激変緩和措置や福祉減免についても検討に努めること。

これまでの経営努力は評価できるが、さらなる支出削減や企業債残高の削減に努めること。

人口減により水需要の減少が見込まれるため、定住対策や企業誘致など政策的に水需要を増やす取組みを推進していくこと。

水道料金の改定については市民の理解と同意が得られるよう説明責任を果たすとともに、十分な周知を行うこと。また水道事業の将来像や見通し、経営状況等についても同様である。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまな緊急経済対策を行っているところであり、このような中での料金改定であるため、社会情勢や経済情勢を十分考慮し、場合によっては改定時期の再検討を行うなど特別の配慮を行うこと。

長門市上下水道事業審議会

会 長	林	了 夫
副会長	小 野	妙 子
委 員	池 永	和 昭
	伊 藤	孝 身
	大 村	真由美
	岡 村	理 恵
	末 永	裕 治
	中 嶋	昌 雄
	西 村	正
	山 近	弘 恵
	横 山	具 寛

(委員については五十音順)